

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市三山木山田における物損事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月19日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和5年11月23日に発生した京田辺市三山木山田における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

4, 8 1 2 円

2 損害賠償の相手方

市内在住者

3 事故の概要

令和5年11月23日午後5時頃、相手方が市道南田辺三山木駅前線の歩道を西から東に向けて自転車で走行中に、舗装と植樹帯ブロックの段差で転倒し、自転車が破損したものの。